

# 前橋市建設工事設計審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、市が執行する建設工事に係る設計審査に関し必要な事項を定めることにより、公共事業の適正化及びコスト縮減の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 建設工事とは、土木工事及び営繕工事をいう。
- (2) 設計審査とは、適正な建設工事の執行を図るため、設計図書等の妥当性、経済性、安全性等について行う審査をいう。
- (3) 工事担当課長とは、設計審査対象となる建設工事を担当する課（所）の長をいう。

(審査対象及び審査条件)

第3条 設計審査の対象は、次の各号に掲げる建設工事（以下「工事」という。）とする。

- (1) 議会の議決に付すべき契約に係る工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、設計金額が5,000万円以上の工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工事担当課長が設計審査を必要と認める工事

2 前項第2号に規定する工事のうち、次の各号に掲げる工事は、工事担当課長の判断により設計審査を省略することができる。

- (1) 機械及び電気設備の機器又は盤単体のみを交換する工事
- (2) 機器及び電気設備の分解点検及び消耗品を交換する工事
- (3) 技術的難易度が低い工事

3 工事担当課長は、設計審査対象工事を発注する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ設計審査を受けなければならない。

- (1) 第1項第1号に該当する工事において、設計変更が生じる場合
- (2) 第1項第2号に該当する工事において、現契約金額に対し10パーセント以上の増減となる設計変更が生じる場合。ただし、前項の規定により設計審査を省略した場合を除く。

(審査手続)

第4条 工事担当課長は、前条に規定する工事の設計審査を依頼するときは、設計審査依頼書に当該設計図書等を添付し、次に掲げる期日までに契約監理課長に提出しなければならない。ただし、設計審査担当者と事前に協議した場合は、この限りではない。

- (1) 発注時の設計審査の場合 予定する契約依頼日から起算して、土曜、日曜及び休日を除いた15日前
  - (2) 設計変更に伴う設計審査の場合 変更契約依頼日から起算して土曜、日曜及び休日を除いた10日前
- 2 工事担当課長は、設計審査を省略するときは、契約依頼処理時に設計審査省略理由書を添付しなければならない。

(設計審査)

第5条 契約監理課長は、設計審査依頼書の提出があったときは、次の各号に掲げる事項について設計審査を行わなければならない。

- (1) 設計及び積算の妥当性及び経済性
- (2) 設計図書の統一性
- (3) 工期設定の合理性及び効率性
- (4) 工事施工の安全性

(審査結果)

第6条 契約監理課長は、前条の規定による設計審査の結果を設計審査結果通知書により工事担当課長に通知しなければならない。

- 2 工事担当課長は、設計審査結果通知書の意見事項を実施できない場合は、設計審査協議書を提出し、契約監理課と協議を行わなければならない。
- 3 前条に規定する設計審査を受けた工事については、契約依頼処理時に設計審査結果通知書を添付しなければならない。
- 4 前項に規定する工事であって設計審査協議書がある場合においては、契約依頼処理時に設計審査結果通知書に加えて当該協議書を添付しなければならない。

(書類の様式)

第7条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 設計審査依頼書
- (2) 設計審査結果通知書
- (3) 設計審査協議書
- (4) 設計審査省略理由書

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 設計審査における事務取扱いは廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。